

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知

北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、当該児童生徒等の立場に立って行うものである。

2 いじめに対する基本的な考え

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- 「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の児童生徒がいる場合が多い。周囲の児童生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものが考えられる。

- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

4 いじめの解消

(1) いじめの解消

いじめが解消している状態は、次のとおりである。

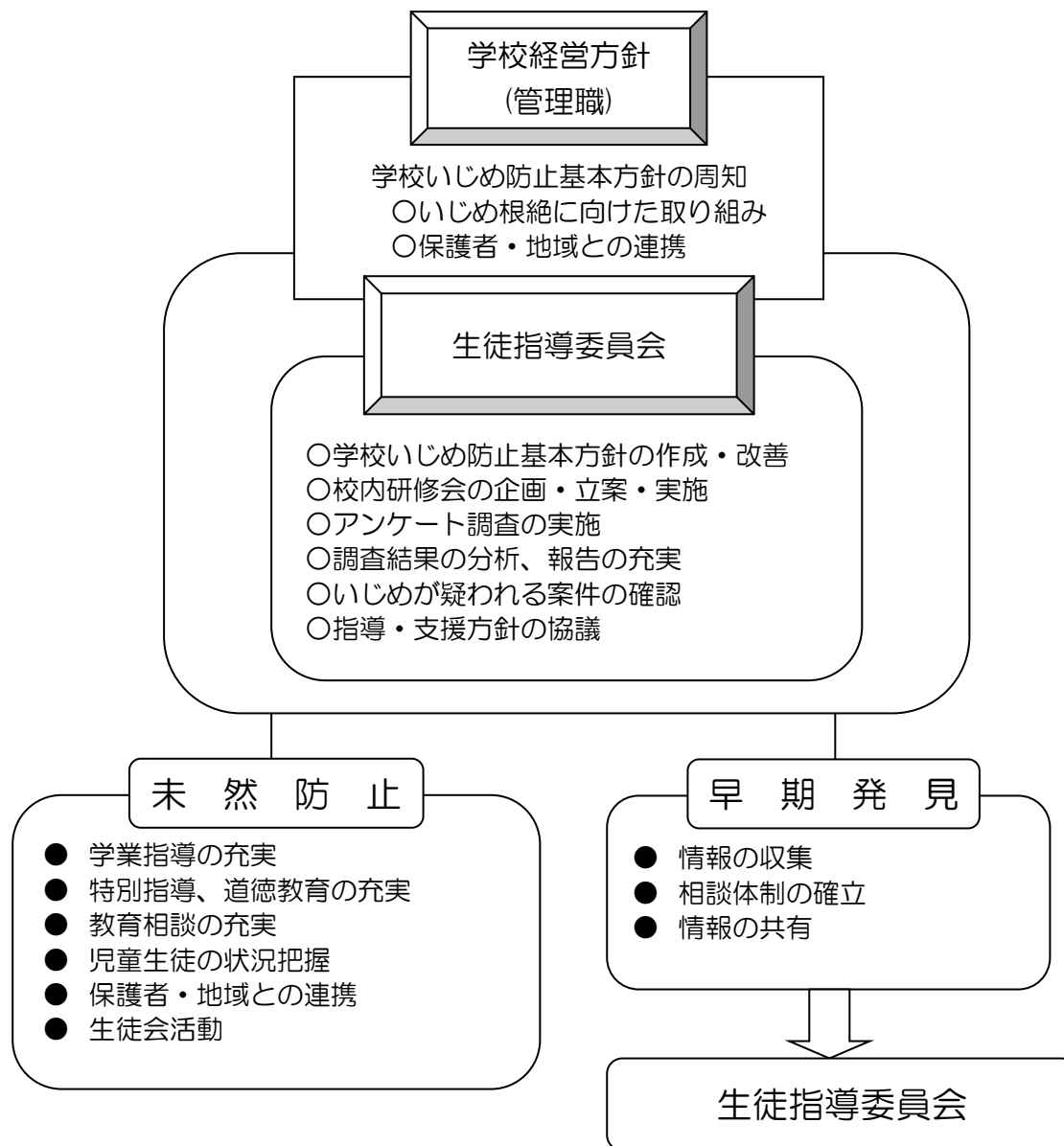
- ・いじめに関わる行為（心理的または物理的な影響）が3ヶ月以上、止んでいること。
- ・被害児童生徒がいじめの行為によって、心身の苦痛を感じていないこと。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

○生徒指導委員会

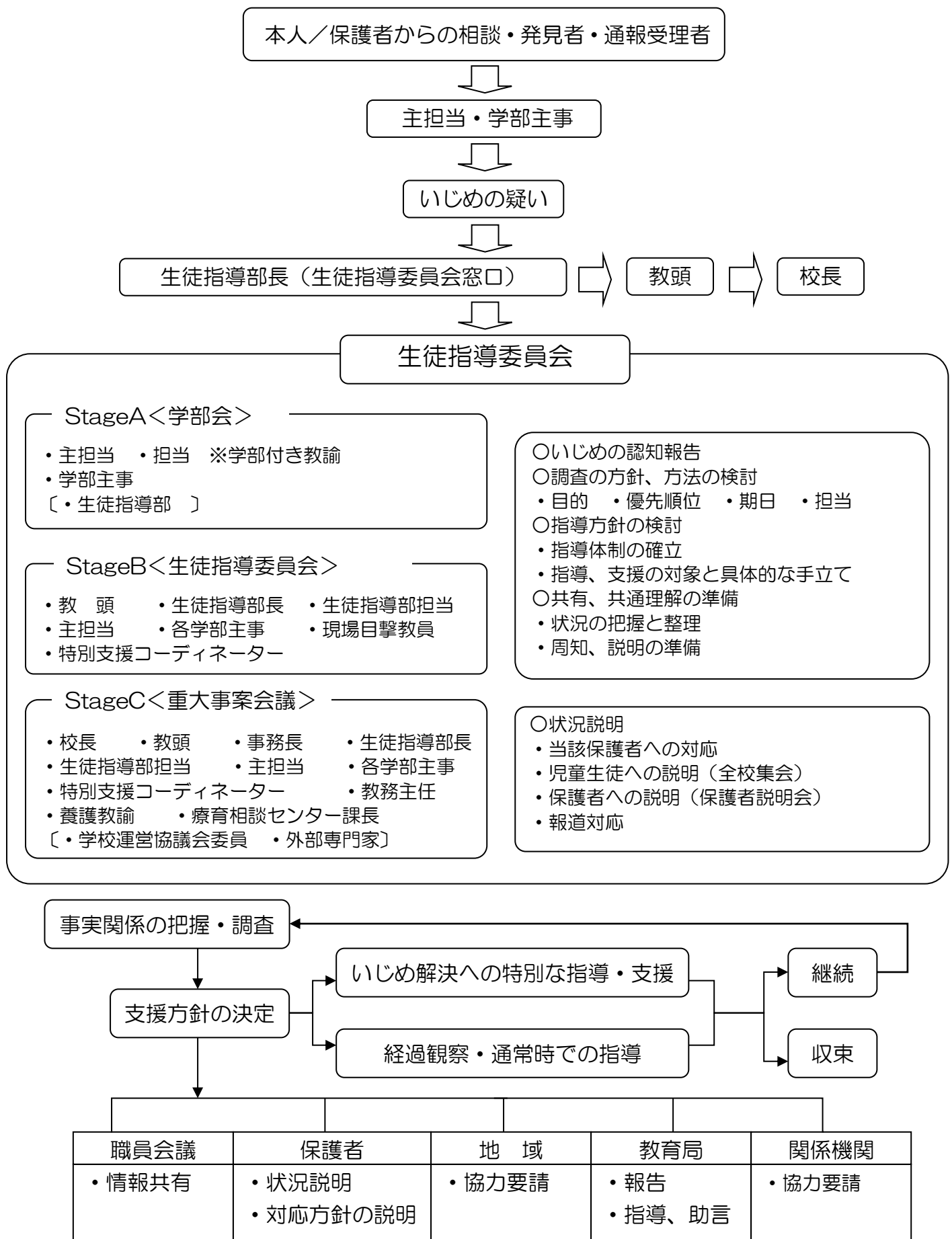
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。



2 緊急時の組織対応

○生徒指導委員会（生徒指導支援）

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを以下のとおりとする。



Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

特別指導、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・学校行事の充実
- ・人権意識の理解、啓発
- ・外国人児童生徒や性的少数者への理解、啓発

教育相談の充実

- ・主担当による教育相談
- ・面談の定期開催（いじめアンケート実施期間）
- ・日常的な様子観察

児童生徒の状況把握

- ・個別の教育支援計画の活用
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・一人一人に応じた授業づくり

心の杜との連携

- ・主担当と心の杜職員の情報共有
- ・連絡会の定期的な実施（各学期：計3回）

保護者、地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・保護者への説明と連携
- ・学校運営協議会での説明、協力要請

行政機関との連携

- ・関係機関との連絡体制の構築
- ・教育局への説明
- ・児童相談所や警察への協力要請

Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・児童生徒、保護者からの相談、訴え
- ・家庭、施設での様子
- ・アンケートの実施

相談体制の確立

- ・相談窓口の設置、周知
- ・いじめアンケート結果を活用し個人面談の実施

情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童生徒の実態把握
- ・心の杜との連絡会

◇いじめられている児童生徒のサイン

場 面	サ イ ン
登校時・朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机の周りが散乱している ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る
休み時間	☐ 昼食を所定の場所で食べない ☐ ふざけている表情がさえない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ 友達とのかかわりを避ける ☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 衣服が汚れていたりしている
放課後等	☐ あわてて下校する ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされている

◇いじめている児童生徒のサイン

サ イ ン
☐ 教室で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教師が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

◇施設や家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友達のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするようになる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える ☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 持ち物に落書きがある ☐ お金をほしがる

V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係者機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言

- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「情報」における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- ホームルームにおける情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

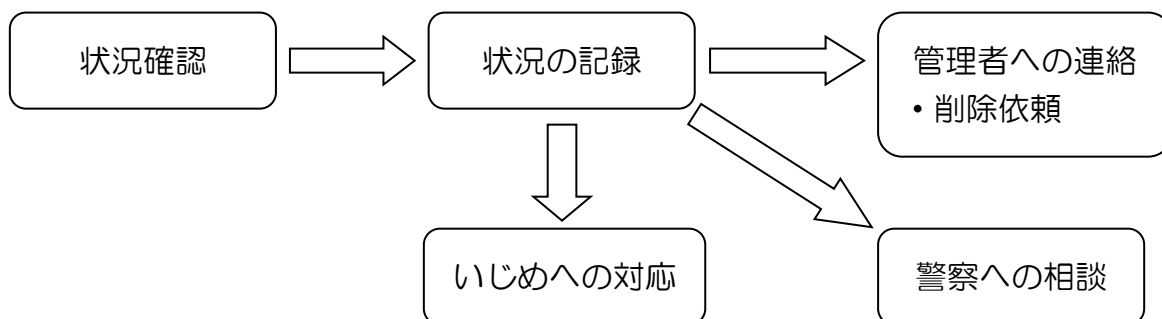
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 教職員への研修

- (1) スクールカウンセラー等の外部専門家を活用し、いじめ防止に必要となる児童生徒理解を深めるための校内研修を行う。
- (2) いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の周知を行う。
- (3) いじめ対応事例集の周知

VII 学校いじめ防止基本方針の周知及び点検・見直し

1 周知

保護者へ文書で周知を行うとともに、学校 Web ページに学校いじめ防止方針を公開する。

2 点検・直し

保護者、学校運営協議会委員、教職員からの学校評価を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う。

VIII 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざる得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、日高教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

この基本方針は、令和5年12月1日から施行する。

この基本方針は、令和8年5月13日から一部改正し、施行する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

記入年月日	年	月	日
日常の行動や様子等			

(児童生徒氏名)

- | | |
|---|-----|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 | () |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 | () |
| ☐ むやみにトイレなどに行きたがる。 | () |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。 | () |
| ☐ 教職員の近くにいたがる。 | () |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 | () |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 | () |
| ☐ 交友関係が変わった。 | () |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | () |
| ☐ 表情が暗く（さえず）元気がない。 | () |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | () |
| ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 | () |
| ☐ 持ち物や掲示板等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 | () |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。 | () |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。 | () |

授業や給食の様子

- | | |
|---|-----|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 | () |
| ☐ 集団に入りたがらない。 | () |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 | () |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると、冷やかしからかいがある。 | () |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | () |
| ☐ グループ編成をすると、机を離されたり、避けられたりする。 | () |
| ☐ 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 | () |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 | () |

放課後の様子

- | | |
|--|-----|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している | () |
| ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 | () |
| ☐ 一人で下校することが多い。 | () |
| ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 | () |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動をやめたいなどと言い出す。 | () |
| ☐ 部活動の話題を避ける。 | () |

いじめ把握（記録）

記録者：

【時間・場所】 いつ、どこで発生したか。

【関係人物】 誰が、誰からいじめられていると疑われる行為を受けたか。

【内 容】 どのような行為を受けたか、できるだけ詳しく。

【要因・背景】 動機やきっかけは何か、どんな状況だったのか。

【状 況】 現在も行為が継続しているのか。